

第14回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年8月25日(火) 午後1時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 13名

1番 百 々 英 夫

2番 小 田 原 憲 一

3番 永 洞 忠 志

4番 穴 吹 栄

5番 白 川 俊 明

6番 新 井 功 仁 恵

7番 橋 場 和 幸

8番 嵯 峨 弘 巳

9番 松 家 忠 夫

10番 白 川 英 之

11番 谷 口 正 明

12番 堀 金 澄 恵

13番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 横 山 弘 昭

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告
について

日程第 7 議案第2号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 8 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第14回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名の出席であります。
よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

それでは、午前中の農業者年金協議会代議員会に引き続き第14回総会の開会ということで、全員の出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、今日は天候がよろしいですけれども、今までは天気があまり優れず、二番草の収穫等で大変気を揉んでいらっしゃるのではないかと思います。天候の早い回復を期待したいと思います。

さて、今月19日に札幌で開催された農業委員会会長研修会に参加してまいりました。今はあまり報道されておられませんけれども、農協改革についての議論が参議院の方でされているようでございます。その中で、農業委員会制度組織改革の取組についてもあわせて協議がされているようで、我々農業委員については地域の農業者の代表ということでは今までと変わりありませんが、新たに農用地利用推進員の配置ということが検討されており、その方法としては農地に対して利害関係のない人ということで協議されているようです。

また、この推進員については北海道には必要がないという申入れをしておりますが、果たして北海道特区のような扱いになるのかなという懸念はあります。いずれにしましても28年4月からは新しい法律の下で進められていくようですので、どのように進められていくのかを見守っていきたく思っております。

それでは、このあとの総会では付議案件が2件となりますが、よろしく願いを申し上げまして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番百々委員、2番小田原委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。
	日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
各 委 員	(なしの声)
議 長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。
	日程第 6 議案第 1 号農地法第 6 条の規定による農業生産法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第 1 号農地法第 6 条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第 6 条第 1 項では、「農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作の事業に供している農業生産法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第 2 条第 3 項で定められている農業生産法人としての要件を確認し、総会で決定することとなっております。 確認すべき要件としましては、1 点目の形態要件として、株式会社、有限会社、農事組合法人等のいずれかに該当しているか、2 点目の事業要件として、主たる事業が農業であるか、3 点目の構成員要件として、出資者である株主又は社員が、農地又は労働の提供者であるか、4 点目の業務執行役員要件として、役員の過半が年間 150 日以上事業に従事する構成員で、さらにその過半が、60 日以上農作業に従事しているかとなっております。 本案は 1 件の届出で、整理番号 1 は、姉別南 4 線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇 〇であります、いずれも別記様式「農業生産法人要件確認書」に記載のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全ての要件を満たしてい

るものと思われますので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇からの売渡3件、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡1件、賃貸借4件に伴う農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1から3は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に伴う〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇からの売渡によるもので、整理番号1の対象地は、茶内西13線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇

〇〇〇に所有権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号2の対象地は、茶内西15線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号3の対象地は、茶内西14線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西14線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号4は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡によるもので、対象地は西円朱別西22線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西16線〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号5から8は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借によるもので、整理番号5の対象地は、西円朱別西22線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西20線〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものであります。

次に、整理番号6の対象地は、西円朱別西22線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西26線〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものであります。

次に、整理番号7の対象地は、西円朱別西22線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西24線〇〇番地、〇〇 〇氏に利用権の設定を行おうとするものであります。

次に、整理番号8の対象地は、西円朱別西23線〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西25線〇〇番地、〇〇 〇氏に利用権の設定を行おうとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議

長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。本案については整理番号4から8で、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当いたします。議案の審議につきましては、先に整理番号1から3の質疑、採決を行い、その後、議長を交替して整理番号4以降の審議を行うことといたします。

それでは、これから、整理番号1から3まで順に質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1から3まで順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4から8まで順に質疑を行います。〇〇〇〇委員と私はここで退席いたしますので、よろしくお願いいたします。 (会長、〇〇〇〇委員退席、退室)
職 務 代 理	それでは、引き続き、会議を行います。 まず、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。 9番松家委員。
松 家 委 員	整理番号4から8までの集積計画書については、〇〇〇〇〇が〇〇さんから買入れた土地だと思いますが、この5件のうち整理番号4だけが売買でほかの4件が賃貸借という経緯について教えていただきたいと思えます。
農 地 係 長	〇〇さんの跡地につきましては、〇〇〇〇〇が買入を行ったあと、〇〇〇より〇月〇〇日付けで農業委員会に対し利用権設定の申出がありました。その後、近隣農家と調整を行った結果、〇〇さんについては売渡を希望するとの申出で、ほかの4名の方については賃貸借を希望してきたことにより、今回このような取扱いとなりました。
職 務 代 理	他に質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
職 務 代 理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号4から8まで順に採決いたします。

お諮りします。

整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

	本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
職 務 代 理	異議なしと認めます。 よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号7を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
職 務 代 理	異議なしと認めます。 よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号8を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
職 務 代 理	異議なしと認めます。 よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。
	(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)
議 長	引き続き、会議を行います。 日程第8 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事 務 局 長	次回総会日程につきましては、10月1日、木曜日、午前10時開催を提案いたします。
議 長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、10月1日、木曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議がないようなので、次回総会日程については、10月1日、木曜日、午前

10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第14回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午後1時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 1番 百々 英夫

浜中町農業委員会 2番 小田原 憲一

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第14回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	()○○○○○○ ○○○○ ○○○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			する
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第14回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○ ○○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		① 用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		② 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第14回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号3 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第14回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号4 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第14回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号5 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第14回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号6 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第14回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号7 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第14回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号8 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—